

要 請 書

平成 24 年 10 月

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会

軍転基協第 17 号

平成 24 年 10 月 16 日

内閣総理大臣

野田 佳彦 殿

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会

会長（沖縄県知事） 仲井眞 弘多



基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請

貴職におかれましては、本県における基地問題の解決のため、平素より格別の御理解と御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土面積のわずか 0.6 パーセントに過ぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約 74 パーセントに及ぶ広大な米軍基地が存在し、周辺住民をはじめ、県民生活に様々な影響を与えております。

本協議会の要請に対し、これまでの取組状況や今後の対応について政府から毎年回答が示されるとともに、沖縄政策協議会の下に設置された米軍基地負担軽減部会においても協議が行われているところではありますが、依然として目に見える形での負担軽減が図られているとは言えない状況にあります。

沖縄県民は、戦後 67 年にわたって過重な基地負担を背負い続けており、基地問題の解決は県民の切実な願いであります。

つきましては、基地から派生する諸問題の解決について、なお一層の御尽力を賜りますよう、次のとおり要請いたします。

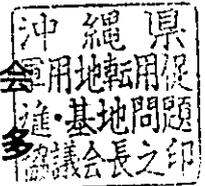
軍転基協第 17 号

平成 24 年 10 月 16 日

内閣官房長官
藤村 修 殿

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会

会長（沖縄県知事） 仲井眞 弘多



基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請

貴職におかれましては、本県における基地問題の解決のため、平素より格別の御理解と御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土面積のわずか 0.6 パーセントに過ぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約 74 パーセントに及ぶ広大な米軍基地が存在し、周辺住民をはじめ、県民生活に様々な影響を与えております。

本協議会の要請に対し、これまでの取組状況や今後の対応について政府から毎年回答が示されるとともに、沖縄政策協議会の下に設置された米軍基地負担軽減部会においても協議が行われているところではありますが、依然として目に見える形での負担軽減が図られているとは言えない状況にあります。

沖縄県民は、戦後 67 年にわたって過重な基地負担を背負い続けており、基地問題の解決は県民の切実な願いであります。

つきましては、基地から派生する諸問題の解決について、なお一層の御尽力を賜りますよう、次のとおり要請いたします。

軍転基協第 17 号

平成 24 年 10 月 16 日

外務大臣

玄葉 光一郎 殿

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会

会長（沖縄県知事） 仲井眞 弘多



基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請

貴職におかれましては、本県における基地問題の解決のため、平素より格別の御理解と御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土面積のわずか 0.6 パーセントに過ぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約 74 パーセントに及ぶ広大な米軍基地が存在し、周辺住民をはじめ、県民生活に様々な影響を与えております。

本協議会の要請に対し、これまでの取組状況や今後の対応について政府から毎年回答が示されるとともに、沖縄政策協議会の下に設置された米軍基地負担軽減部会においても協議が行われているところではありますが、依然として目に見える形での負担軽減が図られているとは言えない状況にあります。

沖縄県民は、戦後 67 年にわたって過重な基地負担を背負い続けており、基地問題の解決は県民の切実な願いであります。

つきましては、基地から派生する諸問題の解決について、なお一層の御尽力を賜りますよう、次のとおり要請いたします。

軍転基協第 17 号

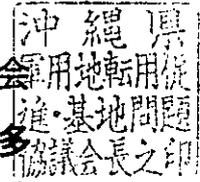
平成 24 年 10 月 16 日

防衛大臣

森本 敏 殿

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会

会長（沖縄県知事） 仲井眞 弘多



基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請

貴職におかれましては、本県における基地問題の解決のため、平素より格別の御理解と御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土面積のわずか 0.6 パーセントに過ぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約 74 パーセントに及ぶ広大な米軍基地が存在し、周辺住民をはじめ、県民生活に様々な影響を与えております。

本協議会の要請に対し、これまでの取組状況や今後の対応について政府から毎年回答が示されるとともに、沖縄政策協議会の下に設置された米軍基地負担軽減部会においても協議が行われているところではありますが、依然として目に見える形での負担軽減が図られているとは言えない状況にあります。

沖縄県民は、戦後 67 年にわたって過重な基地負担を背負い続けており、基地問題の解決は県民の切実な願いであります。

つきましては、基地から派生する諸問題の解決について、なお一層の御尽力を賜りますよう、次のとおり要請いたします。

軍転基協第 17 号

平成 24 年 10 月 16 日

内閣府特命担当大臣
(沖縄及び北方対策、地域主権推進)
樽床 伸二 殿

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会
会長 (沖縄県知事) 仲井眞 弘多



基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請

貴職におかれましては、本県における基地問題の解決のため、平素より格別の御理解と御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土面積のわずか 0.6 パーセントに過ぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約 74 パーセントに及ぶ広大な米軍基地が存在し、周辺住民をはじめ、県民生活に様々な影響を与えております。

本協議会の要請に対し、これまでの取組状況や今後の対応について政府から毎年回答が示されるとともに、沖縄政策協議会の下に設置された米軍基地負担軽減部会においても協議が行われているところではありますが、依然として目に見える形での負担軽減が図られているとは言えない状況にあります。

沖縄県民は、戦後 67 年にわたって過重な基地負担を背負い続けており、基地問題の解決は県民の切実な願いであります。

つきましては、基地から派生する諸問題の解決について、なお一層の御尽力を賜りますよう、次のとおり要請いたします。

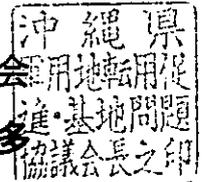
軍転基協第 17 号

平成 24 年 10 月 16 日

民主党幹事長
奥石 東 殿

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会

会長（沖縄県知事） 仲井眞 弘多



基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請

貴職におかれましては、本県における基地問題の解決のため、平素より格別の御理解と御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土面積のわずか 0.6 パーセントに過ぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約 74 パーセントに及ぶ広大な米軍基地が存在し、周辺住民をはじめ、県民生活に様々な影響を与えております。

本協議会の要請に対し、これまでの取組状況や今後の対応について政府から毎年回答が示されるとともに、沖縄政策協議会の下に設置された米軍基地負担軽減部会においても協議が行われているところではありますが、依然として目に見える形での負担軽減が図られているとは言えない状況にあります。

沖縄県民は、戦後 67 年にわたって過重な基地負担を背負い続けており、基地問題の解決は県民の切実な願いであります。

つきましては、基地から派生する諸問題の解決について、なお一層の御尽力を賜りますよう、次のとおり要請いたします。

軍転基協第 17 号

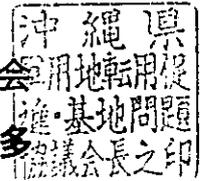
平成 24 年 10 月 16 日

駐日米国大使

ジョン V. ルース 殿

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会

会長（沖縄県知事） 仲井眞 弘多



基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請

貴職におかれましては、本県における基地問題の解決のため、平素より格別の御理解と御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土面積のわずか 0.6 パーセントに過ぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約 74 パーセントに及ぶ広大な米軍基地が存在し、周辺住民をはじめ、県民生活に様々な影響を与えております。

本協議会の要請に対し、これまでの取組状況や今後の対応について政府から毎年回答が示されるとともに、沖縄政策協議会の下に設置された米軍基地負担軽減部会においても協議が行われているところではありますが、依然として目に見える形での負担軽減が図られているとは言えない状況にあります。

沖縄県民は、戦後 67 年にわたって過重な基地負担を背負い続けており、基地問題の解決は県民の切実な願いであります。

つきましては、基地から派生する諸問題の解決について、なお一層の御尽力を賜りますよう、次のとおり要請いたします。

軍転基協第 17 号

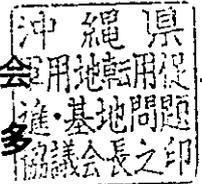
平成 24 年 10 月 17 日

在日米軍司令官

サルバトーレ A. アンジェレラ 殿

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会

会長（沖縄県知事） 仲井眞 弘多



基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請

貴職におかれましては、本県における基地問題の解決のため、平素より格別の御理解と御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土面積のわずか 0.6 パーセントに過ぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約 74 パーセントに及ぶ広大な米軍基地が存在し、周辺住民をはじめ、県民生活に様々な影響を与えております。

本協議会の要請に対し、これまでの取組状況や今後の対応について政府から毎年回答が示されるとともに、沖縄政策協議会の下に設置された米軍基地負担軽減部会においても協議が行われているところではありますが、依然として目に見える形での負担軽減が図られているとは言えない状況にあります。

沖縄県民は、戦後 67 年にわたって過重な基地負担を背負い続けており、基地問題の解決は県民の切実な願いであります。

つきましては、基地から派生する諸問題の解決について、なお一層の御尽力を賜りますよう、次のとおり要請いたします。

軍転基協第 17 号

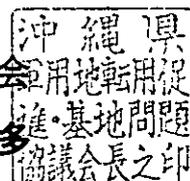
平成 24 年 10 月 15 日

在沖米国総領事

アルフレッド R. マグルビー 殿

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会

会長（沖縄県知事） 仲井眞 弘多



基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請

貴職におかれましては、本県における基地問題の解決のため、平素より格別の御理解と御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土面積のわずか 0.6 パーセントに過ぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約 74 パーセントに及ぶ広大な米軍基地が存在し、周辺住民をはじめ、県民生活に様々な影響を与えております。

本協議会の要請に対し、これまでの取組状況や今後の対応について政府から毎年回答が示されるとともに、沖縄政策協議会の下に設置された米軍基地負担軽減部会においても協議が行われているところではありますが、依然として目に見える形での負担軽減が図られているとは言えない状況にあります。

沖縄県民は、戦後 67 年にわたって過重な基地負担を背負い続けており、基地問題の解決は県民の切実な願いであります。

つきましては、基地から派生する諸問題の解決について、なお一層の御尽力を賜りますよう、次のとおり要請いたします。

軍転基協第 17 号

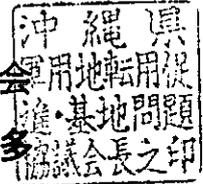
平成 24 年 10 月 15 日

在日米軍沖縄地域調整官

ケネス J. グラック ジュニア 殿

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会

会長（沖縄県知事） 仲井眞 弘多



基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請

貴職におかれましては、本県における基地問題の解決のため、平素より格別の御理解と御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土面積のわずか 0.6 パーセントに過ぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約 74 パーセントに及ぶ広大な米軍基地が存在し、周辺住民をはじめ、県民生活に様々な影響を与えております。

本協議会の要請に対し、これまでの取組状況や今後の対応について政府から毎年回答が示されるとともに、沖縄政策協議会の下に設置された米軍基地負担軽減部会においても協議が行われているところではありますが、依然として目に見える形での負担軽減が図られているとは言えない状況にあります。

沖縄県民は、戦後 67 年にわたって過重な基地負担を背負い続けており、基地問題の解決は県民の切実な願いであります。

つきましては、基地から派生する諸問題の解決について、なお一層の御尽力を賜りますよう、次のとおり要請いたします。

要請事項

- I 米軍基地負担の軽減について
 - 1 オスプレイの配備について
 - 2 日米共同発表について
 - (1) 普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去について
 - (2) 在沖海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について
 - (3) ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、烏島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について
 - 3 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について
 - 4 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について
 - 5 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について
 - 6 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について
 - 7 日米地位協定の抜本的な見直しについて
- II 米軍施設・区域の返還及び跡地利用に係る諸問題の解決促進について
 - 1 駐留軍用地跡地利用に関する諸施策の着実な推進について
 - 2 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還の迅速化及び米軍発注工事における県内建設業者による受注機会の拡大について

Ⅰ 米軍基地負担の軽減について

1 オスプレイの配備について

要請

- ア オスプレイの配備計画を中止すること。
- イ 具体的なオスプレイの配置分散の実施を行うこと。
- ウ 日米合同委員会合意事項を徹底的に遵守すること。
- エ 住民地域に隣接する着陸帯の運用を停止すること。

理由

政府は、9月19日付け文書において、オスプレイの安全性は十分に確認されたとしておりますが、県としては、事故の再発防止策は十分でなく、安全対策の実施が米軍の裁量に委ねられたままでは、実効性は担保されないと考えます。

沖縄県は、これまで再三にわたり、県民の不安が払拭されていない状況では、MV-22オスプレイの沖縄配備には反対すると申し入れてきたにも拘らず、10月1日から6日にかけて普天間飛行場にオスプレイが飛来しました。

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、オスプレイの配備が同飛行場の危険性を増大させることは明らかであります。

沖縄県民は、長きにわたり、米軍基地の過重な負担を負いつつ、日米安全保障体制に貢献してきましたが、進まぬ整理・縮小、頻発する事件・事故に加え、今回のオスプレイ配備で、その認容は限界に達しております。

このような状況を踏まえ、オスプレイの配備計画中止に向け、速やかに①具体的なオスプレイの配置分散の実施、②日米合同委員会合意事項の徹底的な遵守、③住民地域に隣接する着陸帯の運用停止、④普天間飛行場の移設・返還の加速化の措置をとって

ただよう要望します。

2 日米共同発表について

(1) 普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去について

要請

- ア 日米共同発表を見直し、同飛行場の県外移設及び早期返還に取り組むこと。
- イ 返還するまでの間であれ、普天間飛行場の危険性の除去及び騒音の軽減について、早急に抜本的な対策を講じること。

理由

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、住民生活に著しい影響を与えていることから、周辺住民の航空機事故への不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっております。特に、平成16年8月には、沖縄国際大学構内に普天間飛行場所属の大型ヘリコプターが墜落、炎上する深刻な事故が発生しており、同飛行場の早期返還及び危険性の除去は県民の強い願いであります。

日米両政府は、去る4月27日の日米安全保障協議委員会共同発表において、「キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが計画されている普天間飛行場代替施設が引き続き、これまでに特定された唯一の有効な解決策であるとの認識を再確認した」とのことではありますが、平成21年9月以降の県内の諸状況を踏まえると、地元の理解が得られない移設案を実現することは、事実上不可能であると考えております。

つきましては、代替施設を名護市辺野古に設置するとした日米共同発表を見直し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還に取り組んでいただく必要があります。

また、返還するまでの間であれ、その危険性を放置することはできないことから、一日も早い危険性の除去及び騒音の軽減に取り組んでいただく必要があります。

政府においては、平成19年8月に公表した危険性除去のための諸施策を平成21年5月までに全て完了したとのことでありますが、地域住民の生命、財産、安全を守る観点から、更なる抜本的な改善措置を早急に講じていただく必要があります。

(2) 在沖海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について

要請

- ア 在沖海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等は、地元の意向を最大限踏まえ、実現可能なものから、一つ一つ確実に実行すること。
- イ SACO関連事業等で協議が中断している事例について、早急に協議を再開すること。また、公共事業の推進に伴う施設・区域の一部返還等について協議を進めること。
- ウ 米軍の活動の沖縄県外への移転拡充について、具体的かつ実効性のある訓練移転を実施すること。
- エ 駐留軍従業員の雇用の確保について、駐留軍関係離職者等臨時措置法の期限延長を含め、きめ細かな対応を行うこと。

理由

在日米軍兵力の本県への集中は、日本全国の中で明らかに不公平であり、応分の負担をはるかに超えております。

日常的に発生する航空機騒音をはじめ、実弾射撃演習による原野火災や自然環境の破壊、油類による河川及び海域の汚染や土壌の汚染、航空機事故のほか、米軍人等による刑法犯罪等の発生などは、県民生活に様々な影響を及ぼしています。

本協議会としては、海兵隊の訓練を県外へ移転することを含めて、在沖米軍兵力の削減を図ることは、米軍人等による事件・事故の減少にもつながるものであり、また、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等は、沖縄の基地負担軽減を図る上で重要であり、沖縄の新たな発展に向けた大きな転機となるものと考えております。

一方、普天間飛行場の移設については、平成 21 年 9 月以降の

県内の諸状況を踏まえると、地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能であります。

つきましては、同飛行場の県外移設及び早期返還に取り組むとともに、在沖米海兵隊のグアム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等は、実現可能なものから、一つ一つ確実に実施していただく必要があります。

今後、沖縄に残る施設・区域の統合計画をまとめるに当たっては、地元の意向を最大限に踏まえていただきたいと考えております。

なお、日本政府は米国政府との間で、グアムにおける施設及びインフラ整備経費として、日本政府は60.9億ドル（約5千億円）を負担することを確認しており、普天間問題の進展に関わらず、グアムの施設整備の進捗等に応じて、在沖海兵隊の移転を、速やかに開始する必要があると考えております。

さらに、SACO関連事業として採択されたにも拘わらず、再編実施のための日米ロードマップで示された施設・区域の統合が進展しないことを理由に、キャンプ・ハンセン所在町村が計画している金武地区一般廃棄物最終処分場建設など事業実施に向けた協議が進んでいない事例があり、地域の活性化・生活に関わる整備については、早急に協議を再開していただく必要があります。

さらに、駐留軍従業員の雇用の確保についても、平成25年5月に期限が到来する駐留軍関係離職者等臨時措置法の期限延長による現行の枠組みの継続はもちろんのこと、新たな制度の創設も含めきめ細かな対応を行っていただく必要があります。

(3) ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について

要請

ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場を返還すること。

理由

ホテル・ホテル訓練区域及びその周辺のうち、沖縄本島に近接した海域は、カツオやマグロ、ソデイカの好漁場であります。

また、同訓練区域には、那覇～南北両大東島間の航空路及び海上交通路が近接しており、生活航路の安全確保の観点からも懸念があります。

さらに、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場周辺の海域は、パヤオ漁が盛んであるとともに、もずく養殖場が隣接しております。

沖縄県周辺海域には、日米地位協定に基づく広大な米軍提供水域が設定され、漁場が制限されているとともに、漁場間の移動に大きな制約を受けております。また、平成20年4月には鳥島射爆撃場の訓練水域外において米海兵隊所属機による爆弾の誤投下事件が発生するなど、漁船の安全操業がおびやかされております。

特に、鳥島射爆撃場については、長年の実弾射爆撃訓練により、島としての形状を失いつつあり、我が国の領土保全上、重大な問題であります。

つきましては、ホテル・ホテル訓練区域の一部解除、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還により、県民の生活と安全を確保し、県土の均衡ある発展を図る必要があります。

3 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について

要請

- ア 事件等の再発を防止するため、人権教育・安全管理の強化等、より一層の綱紀肅正措置を図ること。
- イ 事件等に係る原因究明及び調査結果を速やかに公表すること。
- ウ 事件・事故の再発防止策について、その実効性の検証を含め、抜本的な対策を講じること。

理由

これまで本協議会では、米軍人・軍属等による事件等の根絶を図るため、綱紀肅正や再発防止、特に未成年者を重視した兵員・家族への教育の徹底について、関係機関に繰り返し強く申し入れてきたところであります。しかしながら、依然として事件・事故が後を絶たない状況が続いております。

米軍構成員等による刑法犯罪は、復帰から平成24年6月末現在で5,776件に達しており、このうち殺人、強盗、強姦といった凶悪事件が568件（民間人殺害事件12件を含む）発生しております。

昨年1年間においては42件の刑法犯罪が発生しており、最近も那覇市の住宅街において女性に対する強制わいせつ致傷事件があり、県民の事件事故に対する不安は増すばかりであります。

県民に大きな不安を与える、このような米軍人等による事件・事故の再発を防止するには、人権教育・安全管理の強化等、より一層の綱紀肅正措置がとられる必要があります。また、県民の不安を軽減する観点から、事件等の徹底した原因究明及び事件等に係る調査結果についても、速やかに公表していただく必要があります。

さらに、平成22年6月に在日米軍沖縄地域調整官から、米軍人・軍属等による事件・事故の再発防止策が発表され、平成23年9月にも新たな再発防止策が発表されましたが、外出規制時間帯の飲酒に絡む事件・事故が度々発生しており、これらの措置の実効性の検証も含め、日米両政府において、抜本的な再発防止策を講じていただく必要があります。

4 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について

要請

- ア 訓練・演習の具体的な内容を事前に公表すること。
- イ 演習等による事故が発生した場合は事故調査結果を速やかに公開し、原因究明を徹底的に行うとともに、安全管理において抜本的かつ実効性のある措置を講じること。
- ウ 米原子力艦船による原子力事故を想定した資機材の整備や安全体制の構築等について、政府の責任において、地方公共団体に対し、財政的措置を含めた十分な支援を行うこと。

理由

本協議会は、これまで累次にわたり、関係機関に対し、米軍の演習等に伴う事件・事故の再発防止や安全管理の徹底等を強く申し入れてきましたが、現在も演習関係の事故等は後を絶たない状況が続いております。

航空機関連事故については、平成16年の沖縄国際大学へのヘリコプター墜落事故やF-15戦闘機の空中接触事故、平成18年のホテル・ホテル訓練区域でのF-15戦闘機墜落事故、平成20年の名護市での嘉手納エアロクラブ所属の小型飛行機墜落事故などを含め、復帰後531件（うち43件が墜落事故）が発生しております（平成24年6月末現在）。

さらに、実弾を使用した射撃・砲撃訓練や爆破訓練等による山林・原野火災（復帰後、平成24年6月末までに533件発生）や、山肌が裸地化し、そこから赤土が流出する事態も発生しているほか、ハリア一攻撃機による訓練水域外への爆弾誤投下（平成20年・鳥島射爆撃場）、提供施設外への米兵のパラシュート降下（平

成 23 年 1 月・伊江島) などの事故も相次いでおります。

訓練・演習の実施にあたっては、沖縄防衛局を通じ文書で事前に通報が行われておりますが、その中には訓練・演習の内容や、実施時間など詳細についての情報は記載されておらず、住民は大きな不安を抱えております。

つきましては、住民の不安を軽減するためにも、演習・訓練の実施にあたっては、その具体的内容を事前に公表していただく必要があります。

また、事故が発生した場合は、事故調査結果を速やかに公開し、原因究明を徹底的に行っていただくとともに、安全管理において、抜本的かつ実効性のある措置を講じていただく必要があります。

米原子力艦船が頻繁に寄港する本県においては、万が一原子力事故が発生した場合に備えた十分な予防・応急対策の構築が喫緊の課題となっております。

つきましては、米原子力艦船による原子力事故を想定した資機材の整備や安全体制の構築等について、政府の責任において、関係地方公共団体に対し、財政的措置を含めた十分な支援を行っていただく必要があります。

5 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について

要請

- ア 嘉手納飛行場において実施されている一部訓練移転について、効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実効性のある対応策を講じること。
- イ 環境基準の達成に向け、「嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置」を厳格に運用すること。
- ウ 住宅地上空の飛行を回避すること。
- エ 両飛行場周辺における航空機の飛行高度、飛行コース等の飛行実態を明らかにするためのシステムを設置し、そのデータを公表すること。
- オ 住宅防音工事対象区域の拡大、区域指定告示後に建築された住宅への適用拡大、事務所・店舗の対象化等、騒音対策の強化・拡充を図ること。
- カ 太陽光発電システム設置助成の早急な制度化を図ること。

理由

米軍の運用が周辺地域に与える影響は多岐にわたっていますが、とりわけ住宅地域に隣接する嘉手納飛行場及び普天間飛行場を離発着する航空機による騒音は、地域住民の生活環境に深刻な影響を与えています。

本協議会は、航空機騒音及び騒音被害の軽減について、これまで繰り返し要請を行ってきたところではありますが、依然として目に見える形での改善が図られていない状況にあります。

嘉手納飛行場では、F-15 戦闘機等の常駐機に加え、国内外から

飛来するいわゆる外来機によって、タッチ・アンド・ゴーなどの飛行訓練や低空飛行、住宅地域に近い駐機場でのエンジンの試運転が頻繁に行われ、加えて去る7月からF-22戦闘機が暫定配備されるなど、周辺地域における騒音は激しく、日常生活への影響はもとより、排気ガスによる異臭、聴力の異常、授業の中断等、地域住民の健康や生活に甚大な被害を与え続けております。

同飛行場においては、米軍再編に伴う訓練の一部移転が実施されておりますが、目に見える効果が現れておらず、依然として負担軽減が図られていない状況であることから、継続的に訓練移転の効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、早急に具体的かつ実効性のある対応策を講じていただく必要があります。

普天間飛行場周辺では、ヘリコプターの住宅地上空における低空旋回飛行による恒常的な騒音発生や低周波音が問題となっており、さらにFA-18戦闘攻撃機等の外来機による離発着が頻繁に行われております。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置が合意された平成8年3月以降も、航空機騒音測定結果は、毎年多くの測定局で環境基準値を超過しており、環境基準の達成に向け、航空機騒音規制措置を厳格に運用していただく必要があります。

また、嘉手納飛行場及び普天間飛行場を離発着する米軍機が、両飛行場周辺のみならず沖縄本島の広い範囲において住宅地上空を飛行しており、近年、県内各地から苦情が増加していることから、住宅地上空の飛行を回避する必要があります。

航空機騒音規制措置や住宅地上空の飛行に関し、効果的な対策を図るためには実態を把握する必要があることから、飛行高度や

飛行コース等の飛行実態を明らかにするため、政府において継続して調査を行い、そのデータを県民に公表していただく必要があります。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域においては、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、これまで住宅防音工事が実施されてきましたが、区域指定後に建築された防音工事の対象とならない住宅が多くなっているほか、騒音被害の実態があるにもかかわらず、住宅防音工事区域から外れている住宅や防音工事の対象とならない事務所、店舗も多く存在しております。

つきましては、住宅防音工事区域指定値の現行 75WECPNL から環境基準値 70WECPNL に改めること等による対象区域の拡大、区域指定告示後に建築された住宅の防音工事対象化、事務所・店舗の防音工事対象化等、騒音対策の強化・拡充を図っていただく必要があります。

住宅防音工事が実施された住宅には空調機器が設置されておりますが、当該空調機器の電気料金については原則住民の負担となっております。

電気料金の負担を軽減するための施策として、太陽光発電システムの設置助成の可否について検討が行われていると承知しておりますが、当該システム設置助成の早急な制度化を図っていただく必要があります。

6 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について

要請

- ア 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策を強化するとともに、事件・事故の際の速やかな基地内への立ち入りを認めること。
- イ 日米地位協定に環境条項を新設し、環境保全に関する国内法の適用等を行うこと。
- ウ 日米地位協定が改定されるまでの間も、環境関連の事件・事故について、国内法の基準や手続きに準じた対応を行い、その結果について、迅速に地方自治体等に説明すること。
- エ 米軍の基地運用に起因するテレビ放送等の受信障害について必要な調査を実施し、適切な措置を講じること。
- オ 普天間飛行場を防衛施設周辺放送受信事業補助金の助成対象区域とすること。
- カ 米軍の東日本大震災支援に伴う放射性廃棄物が普天間飛行場に保管されていることに関し、放射能レベル等の情報を開示するとともに、政府の責任において適切かつ早期の処理を行うこと。また、放射能関連事項については速やかに地元自治体等への連絡を行うこと。
- キ 過去に本県の米軍施設内で枯葉剤が使用されていたとする退役米軍人等の証言について、政府において調査を行い、地元自治体等へ説明を行うこと。

理由

世界的に環境保護の重要性が叫ばれている今日、自然環境の保全には特に力を注いでいく必要があります。

しかしながら本県においては、依然として米軍基地に起因する種々の生活環境被害や自然環境破壊が発生しており、さらに現状では、米軍の運用に対しては環境保全に関する国内法は適用されず、情報開示も十分になされていないことから、多くの問題が生じております。

特に、油類及び汚水等の流出事故については、復帰後 160 件が確認されており（平成 24 年 7 月末現在）、最近においても、汚水やジェット燃料が河川を通じ民間地域へ流れ出る事故が度々発生しております。これらの河川や、米軍基地の地下に存在する井戸は、県民の水道用水の貴重な取水源であることから、このような事故は、環境の汚染はもとより、県民の健康への影響の面からも懸念されます。

また、嘉手納飛行場では、サイレン・爆発音・拡声器放送を使用した訓練・演習が行われ、日常的に航空機騒音に悩まされている周辺住民にさらなる苦痛を与えております。

つきましては、米軍の活動及び基地運用等により発生する生活環境・自然被害への防止対策を強化するとともに、事件・事故の際の速やかな基地内への立ち入りを認めていただく必要があります。

また、米軍の運用に対しても、環境保全に関する国内法が適用されるよう、日米地位協定に環境条項を新設していただく必要があります。

さらに、日米地位協定の見直し等が行われるまでの間も、全て

の環境関連の事件・事故等について、日本政府の責任において、国内法の基準や手続等に準じた対応を行い、その結果について、迅速に地元自治体等に説明を行っていただく必要があります。

一方、米軍の基地運用に起因するテレビ放送等の受信障害について、米軍基地周辺住民等の要望に基づき必要な調査を実施し、影響が認められた場合は、適切な措置を講じていただく必要があります。

普天間飛行場は、FA-18等のジェット戦闘機も飛来する米海兵隊の航空基地であります。県の実施する平成23年度航空機測定結果では、依然として環境基準の超過が観測されるなど航空機騒音が激化しており、防衛施設周辺放送受信事業補助金の助成対象区域とする等適切な措置を講じていただく必要があります。

また、米軍の東日本大震災支援関連の放射性廃棄物が普天間飛行場に保管されていることに関し、原子力発電所の事故処理が継続している中、県民の不安を解消するためには、迅速かつ十分な情報開示が不可欠であり、また、政府の責任において、適切かつ早期に処理していただく必要があります。

さらに、本県の米軍施設・区域内において過去に枯葉剤が使用されていたとする在沖米軍基地に駐留していた退役米軍人等の証言に加え、米軍がベトナムから沖縄に枯葉剤を運び、貯蔵したとする米陸軍化学物質庁の報告書に関する報道により、地元自治体では健康被害、環境汚染等の懸念がますます広がっております。

つきましては、住民の不安を解消するため、政府において調査を行い、地元自治体等へ説明を行っていただく必要があります。

7 日米地位協定の抜本的な見直しについて

要請

以下に示すとおり、日米地位協定の抜本的な見直しを図ること。

- (ア) 第2条関係（施設・区域の許与、決定、返還、特殊使用）
 - a 施設・区域に関する協定の内容について、関係地方公共団体から要請があった場合、これを検討する旨を明記すること。
 - b 前述の検討に際し、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨の明記と、返還の検討に際しても同様に対応することを明記すること。
 - c 個々の施設・区域に関する協定には、その使用範囲、使用目的、使用条件等を記載する旨を明記すること。
- (イ) 第3条関係（施設・区域内外の管理）
 - a 事前通知後の施設・区域への立入りを含め、地方公共団体の公務遂行上必要なあらゆる援助を与え、緊急の場合は、即座の立入りを可能にする旨を明記すること。
 - b 航空機事故、山火事など、施設・区域内で発生した事件・事故についても速やかに情報を提供し、災害の拡大防止のため適切な措置を執る旨を明記すること。
 - c 演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対して、日本国内法を適用する旨を明記すること。
- (ウ) 第3条A（施設・区域の環境保全等）
 - 次の内容の環境条項を新設する旨を明記すること。
 - (a) 合衆国軍隊の活動に伴って発生する公害を防止し、自然環境を保全するために必要な措置を講ずる責務を

有し、環境保全に関する日本国内法を適用する。

(b) 施設・区域におけるすべての計画策定に当たっては、人、動植物等に及ぼす影響を最小限とし、当該計画に基づく事業実施前後においても影響を調査、評価し、当該結果を公表するとともに、日米両政府は調査結果を踏まえ、環境保全上の措置について協議する。

(c) 合衆国軍隊の活動に起因して発生する環境汚染は、合衆国の責任において適切な回復措置を執り、費用負担は日米両政府間で協議する

(エ) 第4条関係（施設の返還、原状回復、補償）

日米両政府は、施設・区域の返還に際し、事前に環境汚染等を共同で調査し、環境汚染が確認されたときは、原状回復等の必要な措置を執ること。費用負担を日米両政府間で協議する旨を明記すること。

(オ) 第5条関係（船舶・航空機の出入・移動）

a 民間の空港及び港湾の使用は、緊急時以外は禁止する旨を明記すること。

b 「出入」・「移動」には、演習等の実体を伴うものを含まない旨を明記すること。

(カ) 第9条関係（米軍人・軍属・家族の出入国）

人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関し、国内法を適用する旨を明記すること。

(キ) 第13条関係（課税）

私有車両に対する自動車税等について、民間車両と同じ税率で課税する旨を明記すること。

(ク) 第15条関係（歳出外資金諸機関）

施設・区域内の諸機関が提供する役務について、日本人に対する提供を制限する旨を明記すること。

(ケ) 第 17 条関係（刑事裁判権）

日本国当局からの被疑者の起訴前の拘禁移転要請に応ずる旨を明記すること。

(コ) 第 18 条関係（民事請求権）

a 公務外の合衆国軍隊の構成員、軍属、若しくはそれらの家族の行為等により損害が生じた場合、損害賠償額が裁判所の確定判決に満たない場合は、日米両政府の責任で差額を補填し、補填に要した費用負担を両政府間で協議する旨を明記すること。

b 日本国の裁判所の命令がある場合、合衆国軍隊の構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえ、日本国の当局に引き渡さなければならない旨を明記すること。

(サ) 第 25 条関係（合同委員会）

日米合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨を明記すること。

理由

本県には米軍基地が過度に集中し、しかも基地の多くが住宅地域に近接しており、これらの米軍基地から派生する事件・事故や環境問題、軍人・軍属及びその家族による犯罪等が県民生活に大きな影響を及ぼしていることから、米軍基地の整理縮小と日米地位協定の見直しが重要な課題となっております。

本協議会は、米軍基地に起因する様々な事件・事故等から県民生活や人権を守り、県民の福祉向上を図る観点から、米軍基地の

運用のあり方等についての検討が必要であると考え、これまで機会あるごとに日米地位協定の抜本的見直しを日本政府に求めてまいりました。

日米地位協定は、締結から 50 年以上が経過し、環境についての対応が全く触れられていないなど、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代にそぐわないものとなっております。

政府は「日米地位協定の改定を提起する」としているものの、これまで改定の方針等が示されていないことから、平成 22 年 8 月、本協議会は緊急要請を行い、早急に方針等を明示し、見直し作業に着手するよう求めたところではありますが、未だ見直しに向けた動きが見られない状況にあります。

つきましては、基地の提供責任者である日本政府において、早急に日米地位協定の抜本的見直し作業に着手し、実務的な対応を行っていただく必要があります。

II 米軍施設・区域の返還及び跡地利用に係る諸問題の解決促進について

1 駐留軍用地跡地利用に関する諸施策の着実な推進について

要請

駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用が図られるよう、国、県、関係市町村の密接な連携による駐留軍用地跡地利用に関する諸施策を着実に推進すること

理由

平成 24 年 4 月 1 日に施行された「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」（跡地利用推進法）においては、基本理念が新たに規定され、国の責任を踏まえた国による跡地利用の主体的な推進が明記されたほか、返還実施計画に基づく支障除去措置、立入のあっせんに係る国の義務、駐留軍用地内の土地の取得制度、給付金制度の拡充、拠点返還地の指定、駐留軍用地跡地利用推進協議会などについて定められております。

跡地利用推進法の制定を受けて、県及び関係市町村においては、跡地利用を円滑に進めるため、返還前からの基地内立入による文化財調査、自然環境調査等の実施や地権者との合意形成を図るなど、跡地利用計画の早期策定に取り組むことにしております。

また、道路、公園等の公共公益施設用地を確保するため、駐留軍用地内の土地を取得し、公有地の拡大を図ります。

今後、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想や普天間飛行場跡地利用計画の中間取りまとめの策定等が予定されており、跡

地利用推進法に規定された「駐留軍用地跡地利用推進協議会」を組織し、跡地利用計画の策定及びその具体化の促進に向けた協議を行うなど、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用が図られるよう、国、県、関係市町村の密接な連携により駐留軍用地跡地利用に関する諸施策を着実に推進する必要があります。

2 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還手続の迅速化及び米軍発注工事における県内建設業者による受注機会の拡大について

要請

- ア 道路・河川等を整備する公共事業の推進上必要な、米軍施設・区域の一部返還手続を迅速に進展させること。また、返還申請の要件を求める根拠を明確に示すこと。
- イ 米軍発注工事における履行保証証券（履行ボンド）の免除及び分離・分割発注の実施に取り組むこと。

理由

陸上交通の大半を自動車交通に依存し、台風や集中豪雨による浸水被害を頻繁に受ける本県にとって、道路網の体系的整備及び治水等の河川整備は、県民生活の利便性向上及び安全・安心の県土づくりを進める上で極めて重要な公共事業であります。

しかしながら、これらの公共事業を実施する上で米軍施設・区域の一部返還が必要となる場合、部分的な敷地境界線の変更であるにも関わらず、それに向けた協議が進展しないために、長年にわたり公共事業の進捗が滞る事例が多く生じております。

つきましては、本県の道路・河川等を整備する公共事業を推進する上で必要な、米軍施設・区域の一部返還手続を迅速かつ着実に進展していただく必要があります。

また、米軍施設・区域の一部返還申請の際、要件として事業主体側に8割以上の地権者の合意を形成すること等が求められておりますが、このような要件を求める根拠についても明確に示していただく必要があります。

また、沖縄に駐留する米軍からは、毎年多くの工事が米国予算

で発注されており、近年では軍人・軍属向けの住宅改修工事のように、100億円規模の大型案件の発注も行われています。

しかしながら、米国の入札手続では、15万ドル以上の建設工事の場合、契約時に契約金額100%の履行保証証券（履行ボンド）を提出する必要があることから、大型工事になる程、県内建設業者では同証券の確保ができず、また保証する側である地元保険会社でも対応できない状況にあります。

履行ボンド提出の根拠となっている米国ミラー法には、外国で行われる工事契約について、履行ボンドの免除条項が存在していますが、このような条項の適用や、地元業者でも参入可能な工事規模への分離・分割など、様々な工夫を行うことにより、沖縄の基地内で発注される工事に、地元業者がより参入しやすくしていただく必要があります。

沖繩県軍用地転用促進・基地問題協議会

会 長	沖繩県知事	仲井眞弘多
副会長	那覇市長	翁長雄志
副会長	金武町長	儀武剛
会 員	宜野湾市長	佐喜眞淳
〃	石垣市長	中山義隆
〃	浦添市長	儀間光男
〃	名護市長	稲嶺進
〃	糸満市長	上原裕常
〃	沖繩市長	東門美津子
〃	豊見城市長	宜保晴毅
〃	うるま市長	島袋俊夫
〃	宮古島市長	下地敏彦
〃	南城市長	古謝景春
〃	国頭村長	宮城久和
〃	東 村 長	伊集盛久
〃	本部町長	高良文雄
〃	恩納村長	志喜屋文康
〃	宜野座村長	東 肇
〃	伊江村長	大城勝正
〃	読谷村長	石嶺傳實
〃	嘉手納町長	當山宏
〃	北谷町長	野国昌春
〃	北中城村長	新垣邦男
〃	中城村長	浜田京介
〃	渡名喜村長	上原昇
〃	北大東村長	宮城光正
〃	久米島町長	平良朝幸
〃	八重瀬町長	比屋根方次

要請書別冊（日米地位協定関係）

平成 24 年 10 月

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会

(ア) 第2条関係(施設・区域の許与、決定、返還、特殊使用)

- a 施設・区域に関する協定の内容について、関係地方公共団体から要請があった場合、これを検討する旨を明記すること。
- b 前述の検討に際し、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨の明記と、返還の検討に際しても同様に対応することを明記すること。
- c 個々の施設・区域に関する協定には、その使用範囲、使用目的、使用条件等を記載する旨を明記すること。

広大な米軍基地の存在は、計画的な都市づくりなど振興を促進する上で大きな制約となっているほか、様々な事件・事故の発生や環境問題など県民生活に多大な影響を及ぼしております。

本協議会としては、米軍基地から派生する諸問題の解決を図るためには、米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている周辺地域の住民や地元地方公共団体の理解と協力を得ることが不可欠であると考えます。

そのためには、個々の施設及び区域に関する協定の内容について、地方公共団体から要請があった場合、地元の意向を反映できるような仕組みを明記することが必要であり、施設及び区域の返還についても同様であります。

さらに、個々の施設及び区域の使用範囲、使用目的、使用条件等、運用の詳細を明記する必要があると考えます。

なお、ドイツにおいては、ボン補足協定第48条第3項(a)及び同協定署名議定書「第48条について」第4項に基づき、NATO軍に提供される施設について、施設の規模、種類、条件、提供期間等を記載した協定が締結されることになっています。

(イ) 第3条関係(施設・区域内外の管理)

- a 事前通知後の施設・区域への立入りを含め、地方公共団体の公務遂行上必要なあらゆる援助を与え、緊急の場合は、即座の立入りを可能にする旨を明記すること。
- b 航空機事故、山火事など、施設・区域内で発生した事件・事故についても速やかに情報を提供し、災害の拡大防止のため適切な措置を執る旨を明記すること。
- c 演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対して、日本国内法を適用する旨を明記すること。

本協議会では、米軍基地に起因する事件・事故が発生する度に、県民の不安を払拭すること等のため、必要に応じて、施設・区域内外への調査のための立入りや速やかな事件・事故に関する情報の提供を求めてまいりました。

日米両政府は、平成8年12月のSACO最終報告や日米合同委員会合意によって、施設・区域への立入許可手続きや事件・事故発生時における通報手続きを定めておりますが、地方公共団体が求めている速やかな立入が実現しているとは言い難い状況にあります。

したがって、公的な立入の趣旨を踏まえ、例外扱いを設けることなく、地方公共団体の速やかな立入が実現することが必要であると考えます。

また、事件・事故発生時の地方公共団体への通報については、適時・的確な情報公開によって県民の不安を払拭するという観点からも、手続きの更なる検討が必要であると考えます。

我が国においては、いわゆる航空特例法によって、米軍に対しては、航空法第80条の飛行禁止区域や第81条の最低安全高度の遵守

の規定等の適用が除外されていますが、ドイツにおいては、ボン補足協定第 45 条第 2 項及び第 46 条第 2 項に基づき、NATO 軍の演習・訓練に対しても、関連するドイツ国内法が適用されることになっています。

本協議会としては、このようなドイツの例に倣い、我が国においても、航空機騒音や事故の危険性を軽減するため、米軍航空機も民間航空機と同様に、関係する日本国内法に従って運航する必要があると考えます。

このほか、道路法第 47 条に基づく車両制限令、原子力災害対策特別措置法、文化財保護法についても、米軍の演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対し、適用する必要があると考えます。

(ウ) 第3条A(施設・区域の環境保全等)

次の内容の環境条項を新設する旨を明記すること。

- (a) 合衆国軍隊の活動に伴って発生する公害を防止し、自然環境を保全するために必要な措置を講ずる責務を有し、環境保全に関する日本国内法を適用する。
- (b) 施設・区域におけるすべての計画策定に当たっては、人、動植物等に及ぼす影響を最小限とし、当該計画に基づく事業実施前後においても影響を調査、評価し、当該結果を公表するとともに、日米両政府は調査結果を踏まえ、環境保全上の措置について協議する。
- (c) 合衆国軍隊の活動に起因して発生する環境汚染は、合衆国の責任において適切な回復措置を執り、費用負担は日米両政府間で協議する。

米軍の活動に起因して生じる米軍航空機の騒音、実弾演習や廃弾処理に伴う騒音や振動、山火事や赤土流出による自然環境の破壊、油や汚水の流出、PCB等有害廃棄物の処理等米軍基地から派生する環境問題は、基地に隣接した生活を余儀なくされている県民にとって、生命、財産の安全に直結する重大な関心事であります。

ドイツにおいては、ボン補足協定第53条第1項に基づき、NATO軍の施設の使用に対しても、原則としてドイツ国内法を適用しています。また、第54条A第2項に基づき、NATO軍が環境影響評価手続きを実施し、「不可避の環境被害に対して適切な回復措置又は清算措置」を行うことになっています。

本協議会としては、このようなドイツの例に倣い、我が国においても、深刻な環境被害が発生する前の未然防止の観点から、合衆国

軍隊に対して、環境保全に関する日本国内法を適用する必要があると考えます。

特に、我が国の環境影響評価に関する国内法が対象としている事業に相当する米軍の事業について環境影響評価手続き及び日常的な環境監視を実施すること、日米両政府間で当該調査結果を踏まえ環境保全上の措置について協議すること、環境汚染が発生した際の調査及び浄化対策等を実施すること等の制度を確立する必要があると考えます。

また、万一、環境汚染が生じた場合においても、迅速、的確な回復措置が執れるように、汚染原因者としての米国の責任を明記する必要があると考えます。

(工) 第4条関係(施設の返還、原状回復、補償)

日米両政府は、施設・区域の返還に際し、事前に環境汚染等を共同で調査し、環境汚染等が確認されたときは、原状回復等の必要な措置を執り、費用負担を日米両政府間で協議する旨を明記すること。

現行の日米地位協定では、米国は施設及び区域の返還に伴う原状回復義務を免除されているほか、施設及び区域の返還に伴う環境調査及び環境浄化の実施手続きについて明確な規定がありません。

しかし、施設及び区域の返還に伴う環境調査や環境浄化については、円滑な跡地利用を図る観点から、施設及び区域の返還前に取り組む必要があります。

そのためには、当該施設及び区域を使用していた米国の協力が必要不可欠であり、汚染原因者としての責任の観点からも、米国政府は、施設及び区域の提供者である日本国政府と共同で対処する必要があると考えます。

特に、本県の場合、米軍提供施設面積の約66パーセントは民公有地であるため、米軍基地が返還された後に、土地所有者が安心して土地を使用できるように、また、跡地利用が円滑に実施できるように、返還に伴う環境調査及び環境浄化手続き等を明確に規定し、早急かつ十分な原状回復措置を実施する必要があります。

(オ) 第5条関係(船舶・航空機の出入・移動)

- a 民間の空港及び港湾の使用は、緊急時以外は禁止する旨を明記すること。
- b 「出入」・「移動」には、演習等の実体を伴うものを含まない旨を明記すること。

本協議会はこれまで一貫して、日米地位協定第5条に基づく米軍による民間空港及び港湾の使用については、緊急時以外、自粛するよう求めてきたところですが、平成22年9月、米軍艦船が親善及び友好を目的に平良港に入港したほか、平成22年12月には、米軍機が米海軍音楽隊の隊員及び機材の輸送のため宮古空港を使用し、着陸の際、タイヤに不具合が生じ、離陸できなくなる事態が発生、今年3月には、米軍機が米軍艦船への人員輸送のため、石垣空港を使用しました。

多くの離島からなる本県にとって、航空機や船舶は、県民の日常生活はもとより、観光立県を目指す本県の産業振興を図る観点からも重要な輸送手段であり、民間航空機及び船舶の円滑かつ安全な運行を確保するため、米軍による民間空港及び港湾の使用については、天候不良、機体の異常、乗務員の発病等緊急時以外は禁止する必要があります。

また、日米地位協定第5条を根拠に、実質的には演習又は訓練であると見なさざるを得ない合衆国軍隊の施設及び区域からの「出入」又は「移動」が行われているとの指摘があります。

本協議会としては、米軍の演習又は訓練は、提供されている施設及び区域内において行われるべきであると考えており、施設及び区域からの「出入」又は「移動」の定義を明確にし、演習又は訓練の実体を伴う「出入」や「移動」については、明確に禁止する必要があります。

あると考えます。

(カ) 第9条関係(米軍人・軍属・家族の出入国)

人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関し、国内法を適用する旨を明記すること。

米軍人等が我が国に入国する場合、あるいは、動物及び植物を入国させる場合の手続きについては、SACO最終報告において、新たに合意された手続きを実施することが示されました。特に、従来の日米合同委員会の合意内容には明記されていなかった植物の検疫手続きが新たに設けられたことは、一定の前進であると考えています。

しかし、ドイツにおいては、ボン補足協定第54条第1項に基づき、NATO軍に対しても、人間、動物及び植物の伝染病の予防及び駆除並びに植物の害虫の繁殖の予防及び駆除に関するドイツ国内法が適用されることになっています。

本協議会としては、我が国においても、海外からの伝染病の侵入に対する基地周辺地域の住民の不安を払拭するためには、人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関する日本国内法を適用し、米軍に対しても日本国当局による検疫を実施する必要があると考えます。

(キ) 第13条関係(課税)

私有車両に対する自動車税等について、民間車両と同じ税率で課税する旨を明記すること。

米軍人等の私有車両に対する自動車税については、平成11年2月の日米合同委員会合意に基づく自治事務次官通知を踏まえ、「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例」が改正され、平成11年4月から税率が一定程度引き上げられました。

しかし、改正後においても、米軍人等の私有車両に対する自動車税は、民間車両に課税されている税率に比べると、依然として、著しく低い税率になっており、軽自動車税の場合も同様であります。

本県の場合、米軍人等の軽自動車等を除く私有車両は、平成24年4月1日現在、約24,500台にのぼっており、これらの車両の通行に伴う行政需要の増加及びそのために要する県の財政上の負担は、決して小さいものではありません。

これらの米軍人等の私有車両に対して民間車両と同じ税率の自動車税を課した場合、年間で約6億9,000万円の税収の増加が見込まれており、財政基盤の脆弱な本県にとって、米軍人等の私有車両に対する民間車両並みの税率の引き上げは、自主財源の充実を図る上で、重要かつ緊急な課題となっています。

(ク) 第 15 条関係 (歳出外資金諸機関)

施設・区域内の諸機関が提供する役務について、日本人に対する提供を制限する旨を明記すること。

日米地位協定第 15 条に規定する諸機関による物品の販売、処分については、同条第 3 項に基づく日米合同委員会合意によって、具体的な制限の内容及び処分手続き等が定められています。

しかし、施設及び区域内におけるゴルフ場でのプレーやセスナ機への搭乗等、諸機関が提供する役務や施設の利用については、日本人が利用する際の制限の内容及び利用手続き等に関して、明確な規定がありません。

これらの諸機関は、第 15 条第 1 項 (a) に基づき、日本国の租税が免除されており、日本人が諸機関の役務や施設を利用する際の具体的な制限の内容及び利用手続き等についても、課税の公平性の観点から、物品の販売、処分に準じた明確な規定を設ける必要があります。

(ケ) 第 17 条関係 (刑事裁判権)

日本国当局からの被疑者の起訴前の拘禁移転要請に応ずる旨を明記すること。

日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁については、平成 7 年 10 月の「刑事裁判手続きに関する日米合同委員会合意」によって、殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合、合衆国は、日本国の「被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的考慮を払う」こととされ、一定の前進が図られております。

しかし、この合意に基づく手続きを実施するためには、日米合同委員会において日本国が提起し、協議しなければならないため、相当の時間を要することが予想されます。

また、「その他の特定の場合」については、日本国の起訴前の拘禁の移転要請に対して、米国は「日本国の見解を十分に考慮する」とし、平成 16 年 4 月の日米合同委員会において、日本国が重大な関心がある場合には、いかなる犯罪も起訴前の拘禁の移転を要請することができる旨確認されましたが、その判断は依然として合衆国の裁量に委ねられています。

平成 14 年 11 月に沖縄本島内で発生した在沖米海兵隊少佐による婦女暴行未遂事件においては、当局からの起訴前の身柄引き渡し要請に対し、明確な理由が示されないまま米側が拒否したことから、県民の間から、強い憤りの声が上がりました。

その後、当該被疑者は起訴され、我が国の警察当局に身柄が引き渡されましたが、本県では、過去に、米軍が身柄を拘束していた被疑者が米軍基地から米国内に逃亡した事例もあるため、平成 7 年 10

月の日米合同委員会における合意内容では不十分であり、日米地位協定を見直して、全ての事案について、被疑者の起訴前の拘禁を日本国が速やかに行えるようにすることを求める県民の声には根強いものがあります。

ドイツでは、ボン補足協定第 22 条第 2 項 (b) (II) において、NATO 軍は「特定の事件においてドイツ当局が提出する抑留の移転の要請に対しては好意的考慮を払うものとする」と規定していますが、国民の生命、財産等の基本的人権を保障する観点から、標記の事項について、日米地位協定の見直しが必要であります。

加えて、公務執行中の米軍人・軍属の作為又は不作為から生ずる罪については、原則我が国が裁判権を行使することができず、「公務中」の範囲については厳格に適用する必要があることから、政府は、個別の事案ごとに「公務中」とした理由等について公表するとともに、米側司法手続による処分結果、司法手続の形式及びその審理過程を被害者、遺族及び地元地方公共団体に通知する仕組みを構築する必要があります。

(コ) 第 18 条関係 (民事請求権)

- a 公務外の合衆国軍隊の構成員、軍属、若しくはそれらの家族の行為等により損害が生じた場合、損害賠償額が裁判所の確定判決に満たない場合は、日米両政府の責任で差額を補填し、補填に要した費用負担を両政府間で協議する旨を明記すること。
- b 日本国の裁判所の命令がある場合、合衆国軍隊の構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえ、日本国の当局に引き渡さなければならない旨を明記すること。

合衆国軍隊の構成員又は軍属が公務外で起こした事件・事故等の際の被害者に対する補償については、平成 8 年 12 月の S A C O 最終報告によって、「慰謝料」や「見舞金」の支払手続き、前払いの請求、無利子融資制度等に関する日米地位協定の運用の見直しが示され、一定の前進が図られております。

しかし、この日米地位協定の運用の見直しにおいても、被害者に対する日米両政府による支払いを法的義務として認めたものではなく、「支払いを行うよう努力する」ことにとどまっております。

また、同様に、前払いの請求手続きや被害者に対する無利子融資制度についても、法的制度として確立したものではありません。

したがって、本協議会としては、合衆国軍隊の構成員又は軍属、あるいはそれらの家族により被害を受けた者が迅速かつ十分な補償を得るためには、国内法の整備を含め、日米両政府の法的責任で被害者の損害を迅速に補填する制度を設け、被害者の補償を受ける権利を法律上明確に規定する必要があると考えます。

また、本県では、米軍人等の子供を出産した女性が、その子供の

養育費を米軍人等に支払ってもらえないため、生活に困窮している事例がしばしば見受けられます。

日米地位協定第 18 条第 9 項 (b) には「合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国の法律に基づき強制執行を行うべき私有の動産があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押さえて日本国の当局に引き渡さなければならない。」と規定していますが、合衆国政府が米軍人等に支払う給料等の債権に対する差押え等に関する規定はありません。

ドイツでは、ボン補足協定第 34 条第 3 項において「軍隊の構成員又は軍属に対して、その政府が支払う給与に対するドイツ裁判所又は当局の命令に基づく差押え、支払禁止、その他の強制執行は、当該派遣国の領域において適用される法律が許す範囲においてのみ行われる。」と規定されており、我が国においても、米軍人等に支払われる給料等に対して、我が国の裁判所の差押え、支払禁止等の強制執行を可能にする旨を明記する必要があります。

このほか、本県に駐留していた米軍人等が退役し、又は日本国外へ居所を移転したため、婚姻関係等にあった女性を本県に残し、連絡を絶った場合、離婚や認知等の身分問題あるいは養育費の請求等の財産問題に係る民事訴訟の提起や強制執行手続き等が著しく困難になる事例が数多く見受けられます。

本協議会としては、米軍人等が退役し、又は日本国外へ居所を移転し、日米地位協定の対象から離脱した後の母子の生活権を保障するためには、公的機関が母子に代わって養育費を請求、徴収するためのいわゆる「チャイルドサポート」制度等に係る新たな二国間協定を設けるとともに、これらの協定を実施するための国内法の整備が必要であると考えます。

(サ) 第 25 条関係 (合同委員会)

日米合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨を明記すること。

日米両政府においては、平成 8 年 12 月の S A C O 最終報告において、「日米合同委員会合意を一層公表することを追求する」との日米地位協定の運用の改善を行い、日米合同委員会合意の公表に努めることとしております。

しかし、その後の日米合同委員会合意に関する公表の実施状況は、必ずしも十分とは言えない状況にあります。

本協議会としては、日米合同委員会の合意事項を速かに公表することが、駐留する合衆国軍隊と地域住民及び地方公共団体との信頼関係の構築に資するものと考えており、合意事項の速やかな公表を明確に規定するとともに、これまでの日米合同委員会合意の未公表事項を再度検証し、積極的に公表する必要があると考えます。